

沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業（R8）

企画提案仕様書

1 業務目的

沖縄県の人口は約 147 万人に達しているが、今後は少子高齢化が予測されており、車に頼らず誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通環境の構築が求められている。

一方、現状においては県民の過度な自家用車依存により、中南部都市圏を中心に慢性的な交通渋滞が発生し、旅行速度は全国ワースト水準を記録している。これにより、労働生産性の低下や観光需要の損失等、経済への深刻な影響を及ぼしている。

特に教育環境においては、県立高校生の通学手段のうち 47%を占める自家用車送迎により、学校周辺の渋滞が悪化しているだけでなく、送迎を担う保護者は「送迎時間に縛られ、仕事や生活に支障がある」という負担を抱える一方、生徒側も「公共交通を利用して社会に出るための練習機会」を逸しているという構造的課題があると考えられる。

また、県内の私立学校では、スクールバスの主要拠点への集約等の運行再編が進んでおり、通学環境に変化が生じている。

こうした背景をふまえ、本業務では、これまで県が実施した各種調査データの活用に加え、当事者参加型のワークショップや補足調査等を実施することにより、通学行動の実態や、通学時の交通環境に関する生徒の要望を把握し、持続可能な交通環境構築に向けた施策を検討することを目的とする。

2 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 業務実施計画の作成

本業務の実施方針、実施体制、作業工程、調査・分析方法等を整理した業務実施計画書を作成する。

(2) 既存資料及び調査データを活用した分析

既存調査データ（県が実施した高校生対象のアンケート調査やパーソントリップ調査等）及び資料を収集し、調査対象、調査時期、調査項目、回答属性、サンプル数等の基礎情報を整理する。収集したデータを用いて、通学行動に関する観点から分析する。

なお、データの利用に当たっては、個人を特定できない形で取り扱うとともに、データの利用条件及び管理方法について県及び関係機関と協議する。

(3) 対象校へのヒアリング及び補足調査

県と協議の上、通学環境に特徴を有する学校を対象として、学校関係者等へのヒアリングを実施する。対象校は、公立・私立各1校以上選定すること。

【留意点】

- ① モノレール延伸により通学環境に変化が生じたと考えられる高校を2校以上提案すること。
- ② 私立高校については、スクールバスの運行再編（主要拠点の設定方針や運用意向等）の状況や、授業料無償化に伴う通学エリア（生徒の居住地分布）の広域化・変化の有無等について把握すること。
- ③ ヒアリング、補足調査の対象については事前に県と調整を行うこと。

(4) 通学等における交通環境に関するワークショップの企画及び実施

調査・分析結果を関係者間で共有し、持続可能な交通環境の実現に向けた課題及び施策を検討するため、生徒、学校関係者が参加するワークショップを実施する。

対象校は、公共交通の拠点や主要幹線道路に近接するなど通学環境に特徴を有し、学校及び生徒側も主体的な課題解決への意欲が高く、行動変容が期待できる学校を検討すること。

【留意点】

- ① ワークショップの実施にあたっては、既存調査データの分析結果を参加者に共有し、交通の現状および課題について確認すること。
- ② 単なる現状把握にとどまらず、高校生自らが考える「移動・交通の望ましい姿」に関する議論を内容に含めること。
- ③ 通学時の移動に限らず、塾、部活動、休日の外出等、高校生の日常における移動機会全般を内容に含めること。
- ④ 全体の検討にあたっては、保護者による自家用車送迎から公共交通利用への転換を促す視点を取り入れること。
- ⑤ WSの運営及び当日の進行、講師、議事録作成、ファシリテーターの確保等を行うほか、その他必要な支援を行うこと。

(5) 通学時の交通環境に関する施策の検討

上記の結果を踏まえ、通学に関する交通施策について、その必要性、対象者、内容、期待される効果、実施上の課題及び関係者の役割等を整理する。

(6) 報告資料の作成

ア PI (WS、ヒアリング・補足調査) の結果、課題等の整理・分析、考察結果等を取りまとめた報告書を作成する。

イ 国が主導する「沖縄交通リ・デザイン県民運動推進会議」その他の会議等において、県が本業務の進捗及び成果を報告するために必要な資料を作成する。報告資料は、調査結果、分析結果、施策案及び次年度以降の実証事業案を、図表等を用いて分かりやすく整理する。

ウ 「高校生が望む移動・交通の姿」(仮称) の作成

(4)の結果等を取りまとめ、分析したうえで「高校生が望む移動・交通の姿」を作成する。

(7) 打合せ協議

業務を円滑に遂行するため、必要に応じて県との打合せ協議を実施する。打合せは WEB 会議による実施も可とする。

受託者は、打合せごとに議事録を作成し、県の確認を得る。

4 成果品

3 の(1)~(6)の内容を取りまとめた報告書を提出する。

(1) 報告書

PI (WS、ヒアリング・補足調査) の結果、課題等の整理・分析、考察結果等
(ワードファイル、A4、100 頁程度)

(2) 概要版及び「高校生が望む移動・交通の姿」(仮称)

※それぞれ、パワーポイント等で 3~10 頁程度

(3) 提出部数

- ・報告書：2 部 (A4 縦カラー・横書き・左とじ)
- ・電子データ (CD-ROM：1 枚、データ形式は別途指定)

(4) 納品期限

令和 9 年 3 月 31 日 (水)

(5) 納品場所

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (7F)

沖縄県企画部 交通戦略推進課 次世代交通計画推進班

5 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 % を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 市町村や自治会担当者等との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負させるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

6 委託業務の経理等

- ・ 当該委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- ・ 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。

7 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

8 特記事項

- ・本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- ・本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- ・本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- ・本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ・本仕様書に記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。